

(案)

地区防災計画の提案について

1 地区防災計画

(1) 概要

一定の地区内の居住者及び事業者は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画（地区居住者等が共同して行う防災訓練や災害が発生した場合の相互支援など防災活動に関する計画）を定めることを提案することができる。（災害基本法第 42 条第 3 項及び第 42 条の 2 第 1 項）

(2) 手続

市町村防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。（災害対策基本法第 42 条の 2 第 3 項）

2 計画（案）

(1) 山鼻サントウン防災計画

マンションの特性を踏まえ、地震や水害から住民の生命・財産、共有施設の機能を守ることを目的とした計画

(2) 白石区栄通 6 丁目町内会地区防災計画

大規模地震を想定し、救援活動を中心に地域の防災力を高めることを目的とした計画

(3) 手稲区稲穂金山地区防災計画

土砂災害からの適切な避難行動を促し、住民の避難意識向上と避難体制の確保を目的とした計画